

議案第 96 号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第 2 の 1 から 7 の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表 9 の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。